

令和8年

郡山地方広域消防組合議会
2月定例会会議録

令和8年2月3日 開会

令和8年2月3日 閉会

郡山地方広域消防組合議会

令和8年2月定例会会議録目次

議 事 日 程 第 1 号.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出 席 議 員.....	2
欠 席 議 員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
開 会 ・ 開 議.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定（委員長報告から採決まで）	3
議会運営委員会.....	3
採 決.....	4
諸 般 の 報 告.....	4
議案第1号から議案第7号まで（管理者の提案理由説明から採決まで）	4
椎根健雄管理者（提案理由説明）.....	4
休 憩 ・ 再 開.....	7
採 決.....	8
一 般 質 問.....	8
山根悟議員	
1 パワーハラスメントの撲滅について	
（パワーハラスメントの撲滅について）	9
渡辺消防長	
閉 議.....	11
椎根健雄管理者（あいさつ）.....	12
閉 会.....	12

令和 8 年郡山地方広域消防組合議会 2 月定例会会議録

令和 8 年 2 月 3 日（火曜日）

議 事 日 程 第 1 号

令和 8 年 2 月 3 日（火曜日） 午前 10 時 00 分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

（委員長報告から採決まで）

第 3 諸般の報告

第 4 議案第 1 号 令和 7 年度郡山地方広域消防組合一般会計補正予算（第 2 号）から
議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについてまで
（管理者の提案理由説明から採決まで）

第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

（委員長報告から採決まで）

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号 令和 7 年度郡山地方広域消防組合一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 2 号 郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

議案第 3 号 郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 令和 8 年度郡山地方広域消防組合一般会計予算

議案第 5 号 郡山地方広域消防組合職員等の旅費に関する条例

議案第 6 号 郡山地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 一般質問

出席議員（20名）

1番 村上晃一 議員
3番 富樫賢太郎 議員
5番 福田文子 議員
7番 塩田義智 議員
9番 佐藤政喜 議員
11番 齊藤紀明 議員
13番 大橋幹一 議員
15番 菊地武司 議員
18番 坂本浩之 議員
20番 村上昭正 議員

2番 池田義人 議員
4番 山根 悟 議員
6番 會田一男 議員
8番 久野三男 議員
10番 大城宏之 議員
12番 近内利男 議員
14番 安瀬信一 議員
17番 猪瀬 明 議員
19番 影山初吉 議員
21番 田村弘文 議員

欠席議員（1名）

16番 半谷理孝 議員

説明のため出席した者

管 理 者 椎 根 健 雄
監 査 委 員 相 樂 靖 久
消 防 長 渡 辺 雅 彦
田村消防署長 渡 辺 哲 男
予 防 課 長 橋 本 国 美
通信指令課長 柳 沼 信 一

副 管 理 者 白 石 高 司
会 計 管 理 者 橋 本 香
消 防 次 長 藤 橋 秀 弥
参事兼総務課長 立 花 清
消 防 課 長 佐 藤 俊 幸

事務局職員出席者

書 記 長 遠 藤 尚 孝
書 記 赤 沼 研 志
書 記 根 本 昭 洋
書 記 福 岡 裕 貴

書 記 渡 辺 正 樹
書 記 植 村 かおり
書 記 斎 藤 友 太

*

午前10時00分 開会・開議

○近内利男議長 これより、令和8年郡山地方広域消防組合議会2月定例会を開会し、ただちに、本日の会議を開きます。

会議規則第2条による遅参の届出者は、半谷理孝議員1名であります。

地方自治法第121条第1項の規定による説明員の職、氏名は、タブレット端末へ配信しております。

なお、当局から本日の列席説明員に関し、鈴木哲則郡山消防署長が列席できない旨の申し出がありましたので、ご報告いたします。

本日の議事は、議事日程第1号により、運営いたします。

＊

日程第1 会議録署名議員の指名

○近内利男議長 日程第1に従い、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において、久野三男議員、佐藤政喜議員を指名いたします。どうぞよろしく願いいたします。

＊

日程第2 会期の決定（委員長報告から採決まで）

○近内利男議長 日程第2に従い、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営については、議会運営委員会において協議され、その方向付けがなされた旨連絡がありましたので、議会運営委員会の委員長報告を求めます。

田村弘文委員長。

〔田村弘文議会運営委員会委員長 登壇〕

○田村弘文議会運営委員会委員長 それでは、議会運営委員会の委員長報告を申し上げます。

本委員会は、先刻、本日招集の2月定例会の運営について協議をいたしましたところ、次のような方向付けがなされましたので、ご報告いたします。

まず、会期について申し上げます。会期は、本日、1日とし、タブレット端末に配信してあります議事日程第1号により運営いたします。

次に、議案の審議方法について申し上げます。

初めに、日程第4において議案第1号 令和7年度郡山地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）から議案第7号 専決処分の承認を求めることについてまでの議案7件を一括して議題に供し、管理者から提案理由の説明を受けた後、一旦休憩し、全員協議会室で、全議員による議案調査を行います。

その後、本会議を再開し、議案第1号から議案第7号までの議案7件について一括して質疑、討論、採決を行います。

採決は、討論がない場合は、簡易採決により、採決することといたします。

なお、討論の通告は、日程第4における議案調査終了後に受け付けることといたします。

次に、一般質問について申し上げます。発言の通告者は、山根悟議員1名であります。

以上で、報告を終わります。

○近内利男議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○近内利男議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本定例会の会期については、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○近内利男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日1日と決定いたしました。

＊

日程第3 諸般の報告

○近内利男議長 日程第3に従い、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により令和7年度定期監査の結果について報告がありました。また、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年9月分、10月分の例月現金出納検査の結果について報告がありました。これらについては、既に、タブレット端末に配信しておりますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

＊

日程第4 議案第1号から議案第7号まで（管理者の提案理由説明から採決まで）

○近内利男議長 日程第4に従い、議案第1号 令和7年度郡山地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）から議案第7号 専決処分の承認を求めることについてまでの議案7件を、件名の朗読を省略し、一括して議題といたします。

管理者に提案理由の説明を求めます。椎根管理者。

〔椎根健雄管理者 登壇〕

○椎根健雄管理者 令和8年郡山地方広域消防組合議会2月定例会の提案理由の説明に先立ち、職員の不祥事について、一言申し上げます。

この度、本組合職員が、職場内におけるパワーハラスメント行為及び勤務中における事務室内での飲酒事案が発生しました。これらの行為は、職員全体の信用を傷つけ、地方公務員

法第33条に規定する「信用失墜行為の禁止」に違反する行為で、誠に遺憾であり、心よりお詫びを申し上げます。

なお、対象職員につきましては、職員の分限及び懲戒審査委員会における審議結果を踏まえ、去る1月29日に厳正に懲戒処分を行いました。

また、被害を受けた職員に適切なケアを行うとともに、全職員に対し、ハラスメント防止と服務規律の徹底について、改めて訓示したところであります。

今後におきましても、職員の教育指導を徹底し、信頼の維持・回復に努めてまいります。

それでは、2月定例会を開会するにあたり、消防行政の現況並びに今回提出いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

はじめに、昨年の災害を振り返りますと、本組合管内では、大きな災害等に見舞われることはなかったものの、2月には岩手県大船渡市において、大規模林野火災が発生しました。

また、8月には低気圧と前線の影響による大雨が続き、九州地方を中心に、土砂災害や浸水被害が発生し、8名の方が犠牲となりました。

さらに、12月には、青森県東方沖を震源とする最大震度6強の地震を観測し、北海道・三陸沖に初めて後発地震注意情報が発表されるなど、今後想定される大規模地震への備えを改めて認識したところであります。

本年についても、年明けから山梨県をはじめ、各地で大規模林野火災が発生し、甚大な被害をもたらしているなど、近年の災害は、気候変動等に伴い、激甚化、大規模化する傾向が顕著となっております。

こうした状況に迅速に対応するため、本組合といたしましては、消防防災対策の一層の充実強化を図り、誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現を目指してまいります。

続きまして、昨年の本組合における火災・救急について申し上げます。

火災件数は、郡山市57件、田村市13件、三春町、小野町はいずれも2件の計74件で、前年と比較すると13件減少しており、中でも建物火災が7件の減となっております。

これらの要因につきましては、火災発生属性分析に基づく、類似火災防止対策を本組合ウェブサイト、マスメディア及びSNSを活用し積極的に情報発信したことや、構成市町部局、消防団及び自主防災組織など関係団体と連携した火災予防の取り組みが寄与したものと

認識しております。一方、火災により10名の方が亡くなられており、前年と比べ6名の増となっていることから、今後においても各関係機関と協力し火災予防に努めてまいります。

また、本年に入り、1月だけで13件の火災が発生し、昨年同時期と比べ10件の増となり、死傷者も発生しております。

主な出火原因は「たき火」が4件、「電気配線」が2件など、人的要因であり、不注意からの出火を防ぐため、気象条件などを踏まえた広報警戒を強化するとともに、火災の緻密な属性分析の結果を、積極的に発信し、類似火災の発生防止に努めてまいります。

これからの時期は、空気が乾燥し火災の発生が危惧されるところでありますが、本年1月1日から新たに設けた、林野火災注意報・警報の的確な発令等により、林野火災予防の強化に取り組んでまいります。

次に、救急件数は、組合発足から最多となった昨年より85件減の、19,442件となりました。

市町別では、郡山市16,283件、田村市1,788件、三春町881件、小野町478件であり、各市町においては僅かな増減はありましたが、過去2番目に多い救急件数となりました。

出動件数が高止まりする中、本年1月13日から運用を開始いたしました「救急支援システム」を活用し、救急に要する時間の短縮と救命率の向上を図ってまいります。

併せて、医師会・保健所等と連携しながら、病気、けがなど健康管理に関する情報を発信し、救急車の適正利用と予防救急の普及に努め、救急件数の減少に繋げてまいります。

それでは、本組合の令和8年度予算編成方針について申し上げます。

令和8年度におきましても、DXの推進による効率的・効果的な消防行政の運営に努めるとともに、未来を見据えて課題を解決する視点から、消防救急活動と消防行政サービスの向上及び業務効率化を図ってまいります。

また、近年の気候変動に伴い、複雑化・大規模化する自然災害への体制強化を図り、将来にわたって適切な消防サービスを提供し、「安全で安心して暮らせるまち」の実現のため、必要性や緊急性、波及効果の高い施策を優先して予算を編成いたしました。

続きまして、提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、令和7年度本組合一般会計補正予算であります。職員の早期退職に伴う退職手当のほか、令和7年福島県人事委員会勧告及び各事業費の確定に伴い、補正するものであります。

この結果、一般会計の補正予算の総額は4,113万5千円の増額となり、補正後の予算総額は、62億3,167万8千円となるものであります。

次に、令和8年度本組合一般会計予算につきましては、消防活動に要する経費や消防庁舎の維持管理及び車両の更新整備など、持続可能な消防体制を構築するため、緊急性、重要性の高い施策に重点配分したところであります。

歳入予算の主な内容であります。国庫支出金や県支出金など特定財源の確保に努めるとともに、主要財源である組合構成市町分担金は、令和7年度より6.47パーセント増の46億4,300万円を計上しております。

一方、歳出予算においては、職員給与費37億5,370万5千円のほか、デイトタイム救急隊用救急自動車1台の新規購入及び救急自動車、消防ポンプ自動車3台の車両更新整備、林野火災への対応と緊急消防援助隊資器材の更新整備、消防庁舎の維持補修・三春分署庁舎移転整備に要する経費を計上しております。

この結果、令和8年度の一般会計予算は、総額50億1,096万円となり、昨年度と比較しますと、18.08パーセントの減となるものであります。

次に、条例及びその他の議案としては、郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例など、条例議案4件及び専決処分の承認を求めることについての議案1件を提出しております。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○近内利男議長 提案理由につきましては、後ほどタブレット端末へ配信いたします。

ただいまの提案理由に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○近内利男議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

この際、議案調査のため、暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

＊

午前10時54分 再開

○近内利男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

半谷理孝議員より欠席の申し出がございましたので、ご報告いたします。

議案第1号 令和7年度郡山地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）から、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてまでの議案7件に対する質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○近内利男議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号 令和7年度郡山地方広域消防組合一般会計補正予算(第2号)から議案第7号 専決処分の承認を求めることについてまでの議案7件については、原案のとおり可決及び承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○近内利男議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第7号までの議案7件については、原案のとおり可決及び承認されました。

○近内利男議長 日程第5に従い、一般質問を行います。

山根悟議員の発言を許します。山根議員。

[4番 山根悟議員 登壇]

○山根悟議員 議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

郡山市議会選出の山根悟でございます。本日は一般質問のお時間をいただき、ありがとうございます。それでは、さっそく質問に入ります。

パワーハラスメントの撲滅について。

近年、全国的に若い世代の自殺者が増加しているとの報道があり、職場における人間関係やハラスメントが、本人にとって大きな心の負担となり得ることを、社会全体で改めて受け止める必要があると感じております。

今回明らかとなった本消防組合職員による事案は、決して軽視できるものではありませんが、本質問は、不祥事の責任追及や、組織に対して否定的な評価を与えることを目的とするものではございません。

市民の安全・安心を守るという使命のもと、消防行政に携わろうと志した職員が、職場の中でつらい思いをすることのない環境を、組織としてどのように整えていくのかを確認するためのものであります。

本件を、市民に対して開かれた形で組織の姿勢を示す機会とし、被害を受けた職員はもとより、今後新たに採用される職員や、将来消防を志す若者、そしてその保護者の皆様にとっても、安心して目指すことのできる職場であることを示していただきたいとの思いから、以下質問に入ります。

(1) 処分に至るまでの経過について。

今回の事案において、パワーハラスメント行為の発生から懲戒処分に至るまで、一定の時間を要しているように見受けられます。

職員が上司や組織に対して被害を訴えることの難しさや、告発しづらい職場環境があった可能性も否定できないと考えますが、結果として、対応までに時間を要したことについて、消防組合としてどのように受け止めているのか伺います。

(2) 被害を受けた職員への対応について。

本事案において、パワーハラスメントの被害を受けた職員に対し、精神的ケアや職場環境の改善、勤務上の配慮等を含め、安心して職務を継続できるよう、どのような対応が行われているのか伺います。

また、被害を受けた職員が孤立することなく、組織として継続的に支えていく体制が確保されているのか、その考え方についても併せて伺います。

(3) コンプライアンス体制の確立と職員教育について。

今回、複数の職員が懲戒処分を受けたことにより、現実問題として人手不足が課題とされる消防現場において、組織運営への影響も少なからず生じているものと考えます。

このことは、結果として組織全体に負担を生じさせるものであり、危機管理の観点からも、ハラスメント未然防止の重要性を改めて認識する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、今回の事案を受け、本消防組合として、これまでのコンプライアンス体制や職員教育の在り方について、どのような課題があったと認識しているのか伺います。

また、その課題を踏まえ、ハラスメントを許さない職場風土の醸成に向けて研修の在り方や指導体制を含め、今後どのような点を重点的に見直していくのか、その方向性について伺います。

(4) 相談、通報体制について。

本事案を契機として、同様の事態が他に存在していないか、また、ハラスメントを受けても声を上げられずにいる職員がいないかについて、より早期に把握し、適切に対応していくため、組織としてどのように確認を行っているのか伺います。

さらに、職員が不利益を被ることなく相談や通報ができる体制を、今後どのように確保・強化していくのか、その考えを伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○近内利男議長 当局の答弁を求めます。渡辺消防長。

○渡辺雅彦消防長 山根議員のご質問にお答えします。

初めに、処分に至るまでの過程についてであります。今回の事案の覚知につきましては、郡山市の市民提案制度、みなさんの声に、令和7年10月10日及び11月13日の2回にわたり、投稿が寄せられたことによるものであります。

覚知後、速やかに職場内における環境調査及び関係職員への聞き取り調査を実施していたところ、職員の体を叩くといった身体的ハラスメントが令和6年9月ごろから行われている

という事実が明らかになったものでありました。

本組合といたしましては、組織として、当該ハラスメント行為を早い段階で確認することができなかったことを、大変遺憾と捉えているとともに、深刻に受け止めているものであります。

次に、被害を受けた職員への対応についてであります。被害職員につきましては、今回の事案に関し、精神的負担を伴う医療機関での受診や休暇の取得といった状況には至りませんでした。加害職員との間に、物理的、心理的に距離が確保できるよう、勤務形態を含め、負担が生じることのないよう配慮しております。

また、当該職員が孤立することのないよう、所属長をはじめ、同僚職員についても指導等を徹底し、過度な負担が生じないよう配慮を求め、全ての職員が安心して勤務できるハラスメントのない職場環境の整備を図ってまいります。

次に、コンプライアンス体制の確立と職員教育についてであります。我々消防職員は、住民の生命、身体及び財産を火災などの災害から保護するとともに、安全・安心を守るべき立場にあることから、平素から綱紀粛正に努めるよう指導してまいりました。

また、平成29年より、毎年、ハラスメント研修若しくはコンプライアンス研修を実施し、令和6年度からは、双方の研修を開催してまいりました。

しかしながら、今回の事案発生を受け、職員各々により、その受け止め方に差異が生じているものと捉え、更なる工夫が必要であると認識したところであります。

ハラスメントを許さない職場風土の醸成に向けましては、1月29日に依命通達を発出し、2月13日には弁護士を講師に迎え、仮称ではありますが「指導とハラスメントの境界を正しく理解する」をテーマとする研修会を開催する予定であります。

今後につきましても、管理監督者を対象とした指導体制の確立に向けたグループワークの実施と階級や職責に応じた、きめ細やかな研修を取り入れ、より効果的で、実効性を保つことができる、研修を行ってまいります。

また、所属内におけるコミュニケーションの充実に努め、所属長による質の高い面談を実施するなど、問題が放置されないよう努めてまいります。

次に、相談、通報体制についてであります。これまで、所属長による定期的な面談や声掛けなどを実施し、職員各々の身体的、精神的状態を把握するとともに、職場環境の僅かな変化にも注意を払ってまいりましたが、今回の事案発生を受け、十分な対応が図れなかったことから、更なる対策が必要であると感じております。

本組合では、平成26年12月5日から、職員の勤務意欲の向上及び生活の安定並びに明るく円滑な職場づくりを図るため、精神的な疲労、ストレスや勤務環境に関する相談事項について、職員が容易に相談できるよう、こころの健康相談窓口を消防本部総務課に設置しており

ます。

また、令和4年11月1日から、公益通報者保護法に基づき、法律違反等に関する職員等からの通報、及び通報者の保護を掲げた郡山地方広域消防組合職員等からの通報等への対応手続に関する要綱を定め、運用を続けているところであります。

今後は、所属長の面談時において、ハラスメント等につながるおそれのある事象の有無などについて確認することといたします。

また、相談及び通報体制につきましては、改めて制度の趣旨、その有益性を全ての職員に周知し、相談しやすい環境を整備していくとともに、心理的安全性の高い組織づくりに取り組んでまいります。

以上答弁といたします。

○近内利男議長 パワーハラスメントの撲滅について、山根悟議員の再質問を許します。山根悟議員。

○山根悟議員 1点だけお伺いさせていただきます。

今、様々相談を受け付ける体制の中で、所属長の面談を丁寧にやっていくことで、今までも実施し、これからはもっとしっかりやっていく上で、さらに聞く内容を変えていくことで、体制がさらによくなっていくのだらうと思います。

限られた人数の中ですので、なかなか難しいとは思いますが、各自治体を取り入れているメンター制度のような、普段からつながりがある職場の、先輩後輩の仲というものが築ければ、未然に防げる部分もあるかと思ひますし、気軽に相談ができて、本当に初期の段階で抑えたりすることができると思ひますので、人数的な制約があると思ひますが、このメンター制度に準ずるような形を、将来的にぜひ目指していただきたいと思ひますが、その点に関してお答えいただけたらと思ひます。

よろしくお願ひします。

○近内利男議長 渡辺消防長。

○渡辺雅彦消防長 山根議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中でもお話ししましたが、職場内でのコミュニケーションの充実を図るということと、議員からありました、メンター制度等につきましては、今後そういった制度の取り入れも含め、検討してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上答弁といたします。

○近内利男議長 山根悟議員の再質問を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○近内利男議長 以上で山根悟議員の一般質問を終了いたします。

以上で、本定例会の日程は、全部終了いたしました。

この際、管理者から発言があればこれを許します。椎根管理者。

[椎根健雄管理者 登壇]

○椎根健雄管理者 令和8年郡山地方広域消防組合議会2月定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、慎重なる御審議をいただき、提出いたしました議案について、御賛同を賜りましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

審議の過程で賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後の消防行政に反映してまいりたいと存じます。

寒さが続いておりますが、議員各位におかれましては、健康管理に特段の御留意をいただき、円滑な消防行政の推進のため、一層の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○近内利男議長 これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

午前11時8分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

郡山地方広域消防組合議会

議 長	近内 利男
副 議 長	大橋 幹一
議 員	久野 三男
議 員	佐藤 政喜